

議案第18号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月20日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市宇福寺児童館を北名古屋市立栗島小学校内へ移転するため及び規定の整理をするため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例

(北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北名古屋市宇福寺児童館の項を削り、同表に次のように加える。

北名古屋市栗島児童館	北名古屋市中之郷栗島20番地1
------------	-----------------

別表第2及び別表第3中「北名古屋市宇福寺児童館  
北名古屋市鍛治ケ一色児童館  
北名古屋市沖村児童館」を

「北名古屋市鍛治ケ一色児童館

北名古屋市沖村児童館

北名古屋市栗島児童館」に改める。

(北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正)

第2条 北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1位置の欄中「（北名古屋市立師勝小学校内）」、「（師勝東児童クラブ室内）」、「（師勝西児童クラブ室内）」、「（師勝南児童クラブ室内）」、「（師勝北児童クラブ室内）」、「（西春児童クラブ室内）」、「（五条児童クラブ室内）」及び「（北名古屋市立鴨田小学校内）」を削り、「北名古屋市中之郷栗島20番地1（栗島児童クラブ室内）」を「北名古屋市中之郷栗島20番地」に改め、「（北名古屋市立白木小学校内）」を削る。

(北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条の表栗島児童クラブ室の項を削る。

第5条第1号中「午前10時」を「下校時」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。